

寄附金控除について

お願いと注意

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)でご確認のほどお願い致します。当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものでない可能性があります。

当財団への寄附金について

個人の方の寄附については、確定申告の際、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」と、平成23年度の税制改正により行政庁の証明を受けた公益財団法人・公益社団法人に適用される「税額控除」の、いずれか一方の選択となりますが、当財団の場合は「所得控除」のみの確定申告となります。

また、法人様の寄附については、引続き特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

個人寄附の場合（所得控除）

その年の対象団体に対して行った寄附合計額のうち、2,000円を超える金額につき適用されます。

$$\text{寄附金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

↑

総所得金額等の40%相当額が限度

〈事例〉

年中の総所得金額が600万円、寄附金の合計額が20万円の場合

20万円 - 2,000円 = 19万8,000円が総所得金額より控除できます。

(控除額19万8,000円は、総所得金額600万円 × 40% = 240万円の限内

となりますので、19万8,000円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

法人寄附の場合

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

〈事例〉

資本金が1億円、年中の所得金額が1,000万円の場合

(A) 一般損金算入限度額 =

$$[(100,000,000 \times 2.5 / 1,000) + (10,000,000 \times 2.5 / 100)] \times 0.25 = \underline{125,000 \text{円}}$$

(B) 別枠の損金算入限度額 =

$$(100,000,000 \times 3.75 / 1,000 + 10,000,000 \times 6.25 / 100) \times 0.5 = \underline{500,000 \text{円}}$$

したがって、(A) (B) の合計金額625,000円を限度額として寄附金の損金算入が認められます。